

# 五月三日の会通信

23

神戸から  
岡山から  
徳島から  
新潟から  
京都から  
韓国から  
29 25 18 18 15 1

1977. 6.

同年九月七日 B一〇九教室の補講に対する行為。  
同年九月二二日 松下研究室への立ち入りと建造物損壊とされる  
室内の表現。

昭和四七年二月一五日 試験警備中の教官を、タマゴを使用する  
△△焼に参加させた行為。

\* 松下、上原に関する検察側証人（大学関係者を中心に約六十名  
—現在、六分の一が終了）の証言が、今後、かなりの期間にわ  
たって続くが、前記の二人の公訴事実の日付を念のためにふりか  
えておくと次のようである。

昭和四四年九月一日 B一〇九教室における授業再開に対する行  
為。

同年一二月三日 実質的に処分を開始した教授会に対する行為。

昭和四五年一月八日 B一〇八教室の黒板に、「く」の字形一二  
個、を表現。

同年四月八日 処分を決定しようとする教授会に対する行為。

昭和四六年四月二八日～五月一九日 B一〇九教室～D三〇七教  
室をピケットで守ろうとした教職員に対する行為（上原の公訴  
事実はこれのみ。）

米昭和五一年九月二一日

公判調書〔抄〕

（前回こなかった警察官、久木田 豊——昭和四六年九月二二日  
の事件当時、県警本部警備課勤務であるが、昭和四八年六月二〇日  
に、竹本信弘氏に関する事件で松下宅を捜索した際に、オモシロイ  
押収品目録を作成した——が、現場検証写真の真正な成立について  
前記目録の不真正な成立との関連で証言したあとで、事件当時、神  
戸大学教養部長であり、処分過程で先頭に立っていた湯浅光朝（現

在、専修大学教授)が証言を開始した。)

「……」

検察官(山路)——(情況への発言)には署名か何かあったんですね。

か。

証人(湯浅)——署名は松下昇と同じ字で書いてあつただけで、

印鑑などは押してなかつたと思います。

「……」

検——(懲戒免職の経過について)

証——「……」教授会了解事項として私「……」から本人に、もし依頼免官の意思があるならば(そう)すると、「……」松下さんがはんこを押せばいいような書類を持って交渉したような記憶がございます。

検——それに対し松下のはうはどういう返事ですか。

証——あつぱれな男だという気が今でも残つてゐるんですが、私はそういう行動は取らないと「……」必要な金は退職金の一部をあとから送りますと言つたんですが、断固としてそれをはねましてあまり熟考じやなくて一分か二分でそういうことを言いました。

「……」

検——(被告人は評議会で)どういう意見を述べましたか。

証——「……」考え方も論理も違いますので、私たちから見れば支離滅裂なもので、ちょっと表現ができないんですが、松下さんから言うとまた我々の受け答えが支離滅裂でくい違つていてどうもとらえにくいような問答があつたかと思いますが。

「……」

検——(昭和四四年十二月三日の事件について)(教授会へ)押し

かけてくるというそういう動きといふものは、どういふところか  
ら感じられたんですか。

証——「……」賃金カット「……」は処分じゃございませんが「……」(その直前にドイツ語の主任から、このままでは懲戒免職になるという警告も出させたから)そういう意味で松下講師問題といふのは新しい展開をしたと我々もそう思い。(松下や学生らも)

「……」そう思つて(いるだろうから)何かあるということを判断いたしました。

「……」

検——(会議室に入ってきた)学生の服装はどうでしたか。

証——ふつうの平均的な最近の学生の服装です。「……」

「……」

検——その中に松下氏のほかに名前の知つてゐる「……」人がおりましたか。

証——はい「……」一番記憶しているのは、やはり当裁判所でもうすみました森川という女子学生、それからここにおります上原君も一番最後に締くくりをしたと思います。「……」それから橋本「……」柏木(櫻木)「……」その他はちょっと覚えておりません。(註——上原君についての新しい事実性)

「……」

検——その席上の松下の行動ですが。「……」

証——「……」初めは(質問に對して)学生にマイクをたたきつける教官もいました。「……」後半になると穏かな調子で教官と松下さんの対話が続いておりました。

「……」

## \*昭和五一年一〇月二一日

### 公判調書「抄」

……倉沢講師の(哲学の)授業が何回も妨害されるのは何か理由があつたんですか。

証——「……」哲学というのは元々討論する(ものだと、「……」)そういう自由な討議の場として使おうと「……」本当にそうしようと思つたふしもございます「……」。

検——(教室の前に)阻止線を張つていたのは部長名で出動してきました教職員ですね。

証——はい、教授会で了承を得て、事務長にも、もちろん了承得ておりますので。

(反対尋問)

「……」

弁護人(河原)——上原君は二つの事件で、松下さんは七つの事件で裁判うけているんですが、これは大学の方で告訴か何かしてい

るんですか。

証——しておりません。

弁——どの事件についても一度もしたことはないですか。

証——はい、私に関するかぎりしたことございません。

「……」

被告人(松下)——神戸大学においては偶々具体的なきっかけが寮問題であるとしても根本的にもっと深い広い問題があつたと考

えていいわけですか。

証——はい、そう思います。

被——「……」少くとも四三年一二月の段階では教養部教授会は寮

問題を含む学生たちの要求に反対ではなくむしろ共斗の姿勢（例として、評議会は団交に応じよという決定）を持っていたと考えていいくわけですね。

証——はい、そう思います。

「……」

被——（昭和四四年五月に教養部教授会が発表した）改革試案の中にあるもの（例として、「國家権力の干渉の排除」、「助手をふくむ教授会」、「学生の拒否権」など）で現在に至るまで何か実現されたことはありますか。

証——「……」「……」努力しましたが実現しませんでした。

被——教養部教授会として「……」大学立法に対して何か意思表示（例として、ビラ配布、デモ、国会請願など）をしたことありますか。

被——（……）努力しましたが実現しませんでした。

被——（……）（例として、ビラ配布、デモ、国会請願など）をしたことはありますか。

被——（……）参加した記憶がございます。「……」

被——（……）（例として、ビラ配布、デモ、国会請願など）をしたことはありますか。

被——（証人が自分でいう「反動氣味の言動」の一例として）たとえば学生などと乱闘したようなことはありますか。

証——はい、ございます。

「……」

被——弁護人の質問に対して告訴した記憶はないとおっしゃいましたね。

証——はい。

被——本当に記憶ありませんか。

証——はい、これはここにおります上原君からもどの裁判だったかに反対尋問で詰問されまして「……」そう証言した記憶がござります「……」。（註——民事裁判との重層性）

被——（昭和四五年七月六日付の松下に関する告訴状のコピーを示し）これはいかがでしょうか。

証——私の名前になりますね。

被——署名、捺印、間違いないですね。

証——はい。

被——（昭和四六年九月二三日付の松下に関する告訴状のコピーを示し）これはどうですか。

証——これは（起案が事務長なので）私の字ではございませんが、印鑑は私の印鑑です。

被——（実況検分調書のコピーをみせてから）「……」昭和四四年九月一日及び一二月三日の事件の現場検証が「……」昭和四五年五月になって初めて行われたということが明らかですね。

証——はい。

被——（有効期間はいつですか。）

証——無期限だと思います。（註——あとで、自分の在職中だけといいかけ、あわてて、わからない、と逃げた。）

被——先ほどタコ焼きといわれた「……」カツコ焼の行為に関して（……）記憶ありますか「……」。

被——（……）保健所へいろいろ相談した記憶があるんです。ところがあれは熱したもので衛生上悪くない「……」、（材料も）生物学の助手の実験室の冷蔵庫の中に「……」ありましたので、これは衛生上不都合だという断が下せないというので困ったことを記憶しております「……」。（法廷にわく笑い）「……」（註——消防署や警察署とも「相談」した。）

被——教養部広報のうち例えは二二号などは松下問題の特集になっていますが「……」全国的に様々な大学から読みたいという要求がありましたか。

証——はい、アメリカの図書館からもございました。国会図書館にも入ったと思います。

被——何故そのように高く評価されるのでしょうか。

証——それは、あなたの行動が大学紛争の典型的な教官の行動として高く評価されたんじゃないかと思います。それと非常に具体的に

にかいた「……」そういう出版物は他にございません。（……）

被——もし、ミス・プリントを含めて、内容に誤まりがある場合はどこへ訂正を申出ればいいのですか。

証——それはどの場合でも「……」現職の教養部長あてに要求されるのが一番適確かだと思います。

\*昭和五一年一月一八日

### 公判調書〔抄〕

(反対尋問の続き)

被告人(松下)——「……」昭和四四年九月一日に、いわゆる授業再開した根拠は何ですか。

証人(湯浅)——「……」大学は教育機関として当然授業を実施する機関ですから、「……」普通の状態にもどすという処置です。

被——昭和四四年七月一二日に機動隊の演習場において評議会議長戸田義郎主催のいわゆる全学集会が行われたという記憶はありますか。

証——はい、知っております。

〔……〕

被——「……」参加した人数はどれくらいですか。

証——「……」(教職員、学生の総数、約一万人のうち)二〇〇〇人ぐらいでしょう、ちょっとはつきりしません。

(註——教養部教授会の不参加決定については記憶がないとのべ後で教養部広報三十号一一五ページをみせられても、なかなか認められません)

めなかつた。)

〔……〕

被——(機動隊の導入、被告人らの排除についてふれたあと)当日の様子を目撃していた学生が「……」もはやこのような大学で学ぶことはできないと決意して(そのうちの十数名は自主スト宣言をおこないつつ)、その後も一切単位を取らずに大学を去った人たちがいることをご存知ですか。

証——「……」記憶がありません(「……」もしもいるとすれば)残念なことだと思います。

被——残念だと思うだけですが、その責任は誰にあるのでしょうか。

証——それは教養部の私を頂点とする教官が教育の直接の責任者ですか、そこにあるかと思います。

(昭和四四年一二月三日の事件に関して)

被——教養部教授会が実質的に公開された例はありますか。

証——私は一回もないと思います。(註——四五年一月一四日の教授会における八〇〇点評価をふくむ判定会議を多数の学生が開かれていますが、これは間違いですか)

られたドアから傍聴し、出席した助手が会議の経過をテープレコーダーで録音していたのを黙認していたことが明らかにされた。)

〔……〕

被——「……」全員0点は処分の理由になりましたか。

証——なっていません。「……」あなた(は)非常にたくさんのことを行っていますので、0点つけるぐらいのことは非常に些細なことに思います。

被——些細でしょうか。

証——「……」

ご存知ですか。

証——きょう初めて知りました。

被——(一二月三日の教授会の)議題は(松下)処分を目指すものですか。

証——じゃなくて何とか救いあげようと「……」努力したと思います。

被——本件の起訴状には「……」処分問題等を検討審議するため」とありますか、これは間違いですか。

〔……〕

証——ほか正直かどうか(という被告人の質問)はわかりませんが実態は(何とでもいい抜けられる)抽象的な「……」議題です。

被——四四年一二月三日の教授会の直前に松下昇に対しても賃金カットがなされたことがありますか。

証——はい、あります。

被——これは処分ではないんですか。

証——はい、「……」行政的な処置というふうに判断しております。

被——では一方では賃金カットをしておきながら一方では救いあげようとしていたわけですか。

証——そうです。「……」

被——(本件と同一の公訴事実で起訴されていた)森川佳津子が「……」昨年十月二七日に「……」無罪の判決を受けたことを知っていますか。

証——はい、新聞が送られてきて知っています。

証——昭和四五年四月八日の事件について。その事件の直前三月の段階で松下昇に関する調査委員会が結成されたことがありますか。

証——はい。

〔……〕

被——この調査委員会は（松下昇を）時間割に入れるかどうかを論ずるのであって、処分のための資料を扱うのではないという確認を（教授会で）したのであります。

証——処分に直接つながるものではないと、何らかの判断を下すこともないと、そういうことを確かめています。

（註——結成は採決でなく意見分布であり、その次の教授会で、調査委員会の成立の根拠をめぐって教授会議事録の朗読が教授会メンバーから要求されたが、湯浅執行部はこの要求を拒絶した。法廷でこの点を追求されても、証人は、記憶がないとくりかえし強調した。）

〔……〕

被——調査委員会の選出方法は〔……〕証人に一任されており、教授会メンバーでさえ人数、氏名を知らない（のですか）。

証——はい。〔……〕一種のテロ行為みたいなものが起こる可能性がありましたので〔……〕。

被——現在は公開されておりますか。

証——まだ公開されておりません。〔……〕教授会の議を経て公開するということになっておりますので〔……〕。

〔……〕

被——三月一八日（調査委員会が結成された日）から四月八日（報告の開始された日）というきわめて短期間に調査することが可能であるということになっております。

〔……〕

被——三月一八日（調査委員会が結成された日）から四月八日（報告の開始された日）といふきわめて短期間に調査することが可能であるということになっておりますので〔……〕。

〔……〕

証——三月の段階で一回あったと記憶しております。〔……〕

〔……〕

被——（昭和四六年九月二三日付告訴状を示して）〔……〕事件（の）翌日に告訴（が）なされていますね。

証——はい。

被——もう一通の告訴状、昭和四五年七月五日付〔……〕の場合は〔事件の〕六ヶ月後に告訴がなされておりますね。

証——はい。

被——この様な非常に大きな違いが生ずるのは何故でしょうか。

証——〔……〕時効が成立する前に出した方がいいということです〔……〕。（註——全く回答になつていません。後者は評議会段階の処分の日程に合わせて、前者は、大学構内からの身体的抹殺を意図して出されているのである。この点を追求すると、検察官は異議を申し立て、裁判官はこれを認めた。）

〔……〕

被——昭和四八年一月二十五日（森川佳津子を被告人とする）二二号

法廷において〔……〕大学斗争とコペルニクス的転換の問題について証言された記憶はありませんか。

証——あります。

被——それをもう一度くり返して下さい。

証——コペルニクスの生誕〔……〕から五〇〇年間、それがちょうど近代的な大学が成立しそれから発展していく〔……〕その五〇〇年間に一度というぐらいの（問題が）〔……〕今回の大学紛争であると、そういう趣旨のことを申し述べたかと思います。（註——より詳細な証言にふれたい人は、一一公判参加者に問い合わせ合

でしたか。

証——それは〔……〕それまでの記録がいちいち細かく保存整理しててありましたので〔……〕。

〔……〕

被——〔……〕（膨大な事実性と、その根源を）討論に耐えうるようなものにまとめ報告するということが一体可能ですか。

証——可能かどうかわかりませんが、その間にやつて結果が出たわけですから。

被——結果を出さねばならなかつたのではありませんか。

証——〔……〕そうですねえ、その辺はわかりません。

〔……〕

被——四五年四月八日当日、証人は〔……〕マイクで（立入禁止を）放送したとき〔……〕自分が誰であるか名のりましたか。

証——はい、私は教養部長の湯浅ですと常に申しております。

〔……〕

被——（教養部長になったのは四六年四月一日だから）官名詐称に当りませんか。

証——〔……〕（どういったか）記憶にありません。

〔……〕

被——（教授会メンバーは出欠を事前に連絡する規程がない、といふことを確認して）〔……〕教授会を開いてみないと定足数に足りるかどうかはわからないわけですね。

証——はい、そうです。

〔……〕

被——教授会が定足数に充たないで流会した例はありますか。

〔……〕

被——証人の専問（の）科学（史）において事実の正確な把握はどうのように行ないますか。〔……〕事実は一つだけではない（し、深淵のように成長もする）と科学者として考えますか。

証——（事実の把握については）資料批判という一つの学説が成立しております。〔……〕事実が一つである（としても）それを觀察する側面がいくつもあると〔……〕考えております。（註——方法的破産）

被——証人にとって大学斗争における自分の位置、責任をどのように考えますか。

証——管理者としてあるいは教育者として非常に重大な責任があつたと〔……〕現在反省をしております。（註——かつての強気はカゲをひそめ、弱々しい老人にもどった。）

米昭和五一年一二月二三日

### 公判調書「抄」

（被告人らに関する公訴事実は、すべて、昭和四四年九月からの授業再開を強行する論理の延長線上に出現しており、ここには、大学斗争の本質にかかる重大な問題があるので、湯浅証人に対する反対尋問をさらに持続した。）

被告人（松下）——証人は前回の証言で授業再開については学長事務取扱の命令なし指示はなかった、さらに教授会にかけて判断

したというふうに証言されましたか、それでよろしいですか。

〔……〕

被——〔……〕昭和四七年一月（の）教養部広報第三一号一七ページ下から五行目に「一般に学期をこえての授業計画の変更は教授会の権限をこえて評議会の決定事項である」とかかれていますが

そのとおりですか。

被——〔……〕評議会にかけて了承を得るというふうに紛争中しておりました。

〔……〕

被——（四四年四月に入学した学生については九月から翌年にかけ春休み等をつぶして授業にあたた、という証言に関連して）評議会の決定は〔……〕何年何月ですか。

被——何月という記憶はありません。

被——〔……〕評議会は（四四年七月の）全学集会（の結論なるもの）を前提としないかぎり、授業再開についての論議をすることはできなかつたのではありませんか。

被——〔……〕質問の意味がわかりません。

〔……〕

被——（広報第三〇号の七月四日の項を示し）〔……〕教養部教授会は（それまで、一応、学生の対評議会団交を支持してきたことの名残りもあって）全学集会に参加しないことを決定しております。

被——〔……〕そういう意味だと思います。

被——当時、教養部教授会は全学集会を正式な業務とみなしていました。

意見はどのように反映されましたか。

被——〔……〕学生については学生大会が開かれて授業再開を決議したわけです〔……〕。

被——〔……〕教授会だけでは授業再開を決定できない〔……〕つまり条件として学生大会のスト解除決議が〔……〕必要だったのですか。

被——〔……〕そうです。

〔……〕

被——〔……〕学生大会が規約上成立していなかつたということは（後の被告人側立証で）明らかのですが、再開の条件がなくなりますね。

被——〔……〕成立したという報告〔……〕が正しいと認めて教授会で決議しました。

〔……〕

被——〔規程とか条件をこえて〕スト参加者だけでなく（スト決議の時には入学していなかった）一年生や教職員をふくめて、（かれらが）根源的な抵抗権の行使として昭和四四年九月以降の事態に対処したということを認めますか。

被——認めません。

〔上原君の反対尋問のあと、昭和四四年七月から四七年三月まで教養部評議員をし、その後、現在まで大阪大学教授の中川努が証言しました。〕

したか。

証——〔……〕（註）――業務であるといえば、教授会決定と矛盾し、業務でないといえば、現在おこなわれている全学集会に関する威力業務妨害公判に影響するのを察知したか？

被——（少くとも）全学集会を口実として教養部教授会が授業再開を決定することは不可能でしたね。

証——はい。〔……〕

被——にもかかわらず教養部教授会が独自で授業を再開決定することは評議会規程及び教授会規程に反するわけですね。

被——ですから独自にはやっていないと思います〔……〕。（註）――具体的な年月日と内容についての証言はなしえなかつた。

〔……〕

被——〔……〕様々な口実や規程（の解釈以上に）再開しなければならない根拠（例えば学問、教育の理念の完全な空洞化への居直り、自己保身への屈服）に突き動かされていたのではありませんか。

被——大学は当然〔……〕学生について教育をするという努力をはらつてあります。

被——〔……〕大学の管理運営に関する臨時措置法（に）教授会は反対（の決定を）しつつ、その内容を先取りしていたのではありませんか。

被——〔……〕そういう記憶はありません。

被——授業再開について教授会メンバー以外の教職員、学生などの

検察官（山路）――（昭和四四年九月一日のB一〇九教室へ）証人が一緒に行かれた堀江教授は松下講師らに対して退去を求めましたか。

証人（中川）――〔……〕拒否されたと思います。〔……〕ここは俺たちの空間だというようなことばを聞いたと思います。

〔……〕

検――（松下を）退出させたとき証人も入っておられるんですか。

証――（押したり、引張ったりの行為に）私は入っていなかつたんじゃないかと思いますが。

〔……〕

検――（昭和四六年五月一九日の上原君の事件に関して）〔……〕（D三〇七へきた）人たちは、どういう服装をしていましたか。

証――〔……〕少くとも私の目に写った前方の方の人は（ヘルメット）をかぶつていなかつたような気がします。〔……〕

検――〔……〕上原はどうしましたか。

証――〔……〕教職員が何人か壁のようにしているところに〔……〕体当たりしてきましたように思います。（註）――のちに、この「壁のようにして」という表現をめぐって反対尋問が展開された。〔……〕

〔……〕

検――（十数人のスクランムが）突込んでくる前に、何か気勢をあげるような行為をしておりませんでしたか。

証――〔……〕橋本君が何か、授業をうけるぞといったので、みんな大笑いした記憶があります。

〔……〕

\*昭和五二年一月二一日

### 公判調書「抄」

(反対尋問の続き)

被告人(松下)——(昭和四四年九月一日の事件に関連して)一年二年合わせて正式な授業というものは四四年九月一六日以降と考えていいわけですか。

証人(中川)——…みなが授業をやったという意味ではそう考えていいかと思います。「…」(九月一日の授業なるものは、過渡的な性質のものであること、および証人の授業中に何回も討論をよびかけられたが、退去命令をだしたことは一度もない、と証言した。)

被——(証人は)教養部に在職中研究室はもっておられましたか。

証——研究室はありました。

被——その番号をおっしゃって下さい。

証——今記憶しておりません。

被——ほぼ持続的にそこを使用しておられましたか。

証——そうです。

被——昭和四六年四月以降一年間(大阪大学へ転任するまで)「…」遇に何回ぐらい通つておられましたか。

証——そのときにはほとんど日曜、祭日を除いてほとんど出でていたと思います。

〔…〕  
被——…掲載されているのを読んだことはあります。

被——この資料を掲載した判断の基準はどういうものですか。

証——これは私、当事者でないからわかりません。

〔…〕

被——(教養部広報第三〇号一五四ページを示して)「…」松下昇名のバリケード的表現というものが掲載されていますが、記憶にありますか。

証——…掲載されているのを読んだことはあります。

被——この資料を掲載した判断の基準はどういうものですか。

証——それは私、当事者でないからわかりません。

〔…〕  
裁判官(木村)——先ほど「…」いろんな意味で文学的だという証言があつたんですが、具体的にはどうでしょうか。

証——だいたいこういうような文章というものは非常に激烈な調子で自分の何とか主義について書いてありますけれども、松下さんのものは何でもそうであります。「…」読む者のイマジネーションにゆだねる部分が非常に多いと、そういう点では文学的であると。そしてまたわかる人には訴えるかもしれないけれどもわからない人に(も)訴えるということもまた文学的であるというような意味であります。

〔…〕

### \*「五月二日の会通信」に関する〔註〕「抄」

被——その研究室の番号位置などについて記憶はありますか。  
証——私の研究室は記憶しておりません。

被——A四三〇号研究室という番号に記憶はありませんか。

証——四三〇号というのは松下さんのところではなかつたですか。  
〔…〕

被——昭和四六年三月の段階で今問題になつてあるA四三〇号研究室について(直後に国側が提出した仮処分申請や、妨害排除請求訴状に記載してあるように)中川努教官の入室を決定したのではありませんか。

証——つまりA四三〇号以外の研究室を使用していたということですか。  
〔…〕

被——つまりA四三〇号以外の研究室を使用していたということです。  
〔…〕

証——そうです。(従つてへ妨害▽もうけていない。)  
〔…〕

被——何階にありましたか。  
〔…〕

証——それもちょっと記憶ありません。(註——この証言により、前記の国側の申請や訴状は、全くその根拠がくずれ去つた。

被告人は、現在も極限的位相で展開されつつある研究室公判に、証言速記録と現場写真——学生用のロッカーを約二十個つめこんで、研究室を本来的な意味で使用するどころか、この研究室のもつ怖しさを必死でおおいからくそうとしているものをうつしてある――を提出し、公判関係者の重大な関心を触発しつつある。)  
〔…〕

あらためて注意を喚起したけれども、私は表現してきたものを「五月三日の会通信」に転載したことや、註の記入をおこな

一方、私の位置からいふと、この表現媒体がないと仮定した場合の試みを厳密に構築してこなかつたということはいえる。同時に、意図的にそうしないでおいた根拠としては、私(たち)の表現を掲載しうる媒体が複数個あり(自立誌・紙の他に前記の広報や新聞記事や起訴状などをふくめて)、それらの媒体にかかわる関係性が、どのような切迫と持続によって私(たち)と共に斗しない、という暗黙のつぶやきがあったのである。しかし、複数個の媒体のうち、この通信が時期的にもっとも持続してきたとすれば、それは逆に、私の表現過程の意味を問い合わせす鏡にもなり

うる。この通信のパックナンバーをよみかえしてみると、私のかか  
わるへ、Vと一斗争の主要な資料の一部は確實に掲載されてき  
てはいるが、それだけで何か情報をえたつもりになつてほしくない。  
むしろ、この数年間のもつとも困難な段階と領域の表現は、掲載さ

タイハイに象徴される何かの解体や、存在的死にさえ抑圧されず、それらを逆用し転倒しつつ、これからも持続していくであろうという宣言を、この通信に交差させておく。

むしろ、この数年間のもつとも困難な段階と領域の表現は、掲載さ

それらを適用し轉換して、これがよりう宣言を、この通信に交差させておく。

(一九七七、五·三〇)

へへへーー過程を支えているのである。これは通信をふくむ表現媒体の限界というより、私(たち)のつきあたっている困難さの手ごたえ、としてここに書きとめておく。

この困難さを対象化していく作業を私は、いたるところで条件を創出しつつおこないたいし、それゆえ、ここでも、一九七〇年以後私の追求しているテーマとの関連で問題点をのべてみると、⑤トル

表現不可能性、原本性（例、タネや花弁に暗示される生命）、複写不可能性、宙吊りと未開封と巡礼過程への対応なしに、決して何かを伝えたり、判断したりはできない。

表現媒体を手にしているだけでは、まだ、表現の場に至っていない。

竹原は自己の表現の活動を、個體性やそれを自己の生活へどの根拠とひきかえに反応するかという問いかけ、表現主体への逆提起なしには表現から遠ざかり逆立するだけである。

以上は私の原則であり、この原則を運動させるためにも、この通信に自主ゼミの位相で、とりわけ、この三年間かかわってきた。自由ゼミは、教授会や、裁判所をふくむ国家機構や、新左翼出版社の

岡山から

四月一二田村のおはがき拜見しました。

おはがきの入手が遅れたこと、関連する資料の入手に手間どったこと、ここ一週間ほど風邪からきた耳の痛みに悩まされていたことなどでお返事が遅れて申し訳ありません。小生一月の再手術後一応順調にきているようで一〇日ほど前から一本杖になっていますが、まだ多少痛みが残っており、退院できるまでには今少し時間がかかるようです。

ところでお申し越しの件ですが、卒直に言って、はるかへ遠くへなつてしまっていたところから、突然舞い落ちてきた紙片、といった感じを否めません。

小生がいま暮しているこのへや——（二一五）号室——は不思議な空間で、六九年來の関係性を引きずった様々のひとやものがふと巡礼してくるのですが、そのなかには「研究室」公判の一現「在」にかかる（末）開封の特別送達をふくむ重要な文書群もあり、それらにかかる資料と報告とを「いま」、「どこか」の領域へ提出できれば、という願いとともにこのへやに滞在しつづけているものもあるようと思われます。

ですからもしま、全く新たな表現媒体からへ（岡山）にかか

△遠い▽というのは、自然時間としての三年間にまたがる△遠さ▽であり、△五月三日の会通信一六号▽からの△遠さ▽です。

△一六号▽P 13には次のような記事があります。

資料1

△私▽は川本処分(△竹▽本処分、△山▽本処分、△坂▽本処分……を含む)について△被処分者▽から処分審査過程の△すべて▽を委託されている代理△人▽であります。△次▽号の△五  
月三日の会通信▽に△被処分者▽に関する△資料▽を掲載することについても、当然のことながら△すべて▽を委託されています。

従つて△私▽を媒介することなしに△次▽号の△五月三日の会通信▽に△被処分者▽に関する△資料▽を掲載することは、不可能です。お知らせ致しておきます。

なお、このご通知は△次▽号の△五月三日の会通信▽への△私▽から△一六号▽に次投稿でもあります。

わる資料と報告などで載せるべきものがないか▽という提起がなされたとするなら、とりあえず前記文書群のうち、この三月に△岡山大学学友会（総務委員長）▽と坂本守信をふくむ2名との間で交された学友会事務員の待遇に関する合意書と△岡山▽大学△処分▽訴訟（本質的に△RB三〇二一宿舎訴訟——七三年当時の教養部長田代嘉宏の証人尋問継続中）の公判調書とを、その表文媒体に掲載することを、本年四月以降の「自~~由~~ゼミ」の「不」可能性に委託することも可能でしようし、それを契機として前記文書群の開示への道を探るといったことも可能となってくるのではないか、と思つれるのですが△

△私△は川本処分(△竹△本処分、△山△本処分、△坂△本処分……を含む)について△被処分者△から処分審査過程の△すべて△を委託されている代理△人△であります△が、△次△号の△五月三日△の会通信△に△被処分者△に関する△資料△を掲載することについても、△当然のことながら△すべて△を委託されています△従つて△私△を媒介することなしに△次△号の△五月三日△の会通信△に△被処分者△に関する△資料△を掲載することは、△可能です△でお知らせ致しておきます△なお、△この△通知は△次△号の△五月三日△の会通信△への△私△から△の△第△〇△次△投稿△でもあります△



一九七七·四·二〇

三  
復

おはがき、いただいておりました。一四・二〇一行政処分取消請求公判の時、補助参加人をふくむ複数数の人達と、△寄稿Vについて

人事院公平委員長 山田庫之助 殿

請求者 佐藤信行

て討論しました。

Radix 6号をめぐる表現過程に関してのテーマは、いままだ私には対象化作業が不可能であり、その上、何重にもことばが解体しつつあります。だからこそ、私の表現と転移の過程が問われているのですが、△23号▽への……が、目もくらむような、△隔絶▽として感受されます。

のようにお考えですか？  
この返信を作製すること、自体が、これを止揚していく、契機であれば……と云う願いからしかありません。  
乱筆ですが、とりあえず、過渡的にし。  
お元気で。

〔注〕はがき、野村修あて。野村からはがきは、前出の坂本守信氏あてのものにはばひとしい。——編集者〕

山本光代

〔序〕へ請求者」とは、「学長」（評議会）（以下廻とする）「教養部教授会」が、そして貴人事院が（「措置要求」をどのような内部事情であれ不間に附しつづけたことにより）、「教育」にひつかつた一人のささやかな実践者を、一人の「教養部教官」へ申請者」を、たえず「処分」を媒介としながら（「四・一〇」と「七八」と「一二・二〇」、「一・三一」と：）解体・否定して、「請求者であること」へと追いこみ、そして押しとどめようとしてきた全過程のことではないでしょうか。従つてまた、「代理人」とは、そのような「請求者ではない」ことはもとより、抑々（どちら側であれ）代理人である」とこと自体をへ解体・否定／していくことによって、「代理人」ではなく、「主體」<sup>ホシニシ</sup>／となっていくことができることを指し示すことでなければならないはずであります。なぜなら、「教養部教授会」でも「人文学部教授会」でも（その他でも？）、第一回シリーズでの内容的な経過報告はさしあいて

「代理人」（学生）の名前だけは詳細に読み上げた「教官たち」のどす黒い腐敗した神経だけは刺し貫いておかなくてはならないのであります。そのような「教養部・大学」のぬきさしならぬ現実が、「代理人は請求者の分身でなければならない」という法的なことばを、それがどれほど美しかろうと、どのような色に染めあげるかは明日がちうります。

〔A〕（I）「教養部規程第七条の定めに違反」の「疑いが濃厚」について  
①「第七条の定めに違反」していない。  
②いかなる意味合いであれ（それはこれから暴露していくとして  
…）、「疑いが濃厚」のレベルにとどまることによって、廻自  
身も、「規程違反」の問題にしきれないことを明らかにしてい  
る。

2

④「第七条違反」の「疑いが濃厚」であるが、「処分事由」ではなく「情状的なもの」である（としておいてやるとのニュアンス）などというのは、全くのペテンであって、形式的には問題にしえないにもかかわらず、内容的には許せないという腹のウチをさらけ出しているにすぎない。

④しかも「成績の実質判断」を「学生の集団的討議」に「委ねた」「疑いが濃厚」なためであるというのではなく、ただ「学生」だの、「集団」だの、「討議」だのが（注1）気にくわないといっているにすぎない。

⑤④に関しては、「事実無根というのではなく、教養部がはつきり指摘している」といつて、「教養部（の指摘）」（「第一次判断者」）に逃げこんだのであるが、もしもそうだとした

ところで、「調査報告書」が「第七条違反(イ)学生間の討論の帰趨のままに…」(同9頁)としたのは△工1E▽、△農1B▽△理2A▽のすべてについてである以上、△理2A▽のみを取り出したということは、「情状」をさらに根拠のない「情状的なもの」としている。

④ そうした根拠のなさは、最後に、「単位不認定となる結果を招いた」等の「行為」を付け加えて、最終的には、「相互関連性」「歴史性」を一切欠いた、あいまいなとらえどころのない「教官の通念」(に「反する」)に逃げこむことでその極に達している(注2)。

(注1) △クラス▽は、一つの学生の新しい団結形態であり、△討議▽は、一つの新しい△授業▽形態であり、△クラス討議▽とは△六八・六九▽の情況が生み出した新生の事物である(「集団的」には意味がある!)。教養部もそれらのことを認めざるをえなかつたから、移転以後にも、△月曜4限▽(いっさい「授業」のないコマ・△時空間)を保障せざるをえなかつた(象徴的に、四九年度以降づぶされた)。

(注2) 「記載方法」・「提出方法」における「自主性」にもかゝわらず、「三〇時間の討議」は、(「教官」)△聽講票受理・成績判定・単位認定者)以上のいかなる内容をもつか、△理2A▽内部の問題として△継続▽している。

② ④は、前記①(④)にもかかわらず、最も根拠のない「教官の通念」なるものを、いまや「判断を支持するもの」として、最も「根拠あるもの」に逆立・転化させることによって、この「情状的なもの」をこそ、「規程」にかわる、「不当表示と命令違反」の根拠と

している（これが「めずらしい書き方」の正体である）。即ち、(廻)は、一律合格を「不当」と判断した根拠が「規程：条」ではなく、「教官の通念」等の別なところにあることを表明しているのである。（農1B）については、我々のドイツ語がそれにある。農1Bにおいて、「単位なんかどうでもいい」「授業の過程の総括を行うのだ」ということで集約されたのが一律合格であり、総括テーマ我々のドイツ語である（学生自身があくまで学習の主体であること）② ドイツ語（農2B）はその継続である、である。「講義概要」（我々のドイツ語教務係におたずね下さい…）は、このテーマをふまえた表現なのであるが、この我々のドイツ語がそのような根拠とされたことは、事実経過においても（三・一六「講義概要」コピー）の配布と四・二「懲罰」動議と四・一〇「授業とり上げ」決定、その「決定」の根拠にされている…、また「調査報告書」の記述を見ても（同10頁と13頁）、明らかである。

## （II）「七条違反の疑いが濃厚」（教官が評価をしていない）・

「八条二項違反」（教官が一律合格の表示を行った）というのは、単に形式上の矛盾であるばかりではなく、「七条」であれ「八条」であれ、抑々「規程違反」とすることの破綻を表明するものである。①「同一の行為」にもかかわらず、「处分事由」と「情状」の二重性としてあらわれたのは、(廻)と「教養部教授会」が抑々、n重の・無限定の行為（実践と認識…）を处分しようとしたためであり（そのため、n重の・n人への处分の貫徹、深化・拡大をひきおこす…）、同じことだが、行為はどの時点においても「規程違反行為」として特定されていないのである（「規程違反行為」

は無限に拡大される）。（因みに「調査報告書」も、「職務違反の疑い」の指摘の一方で、成績表問題について主として「成績査定の非を認めない態度」（同4頁）、「無反省な態度」（同16頁）を強調している。）

② このことは、(廻)の以下のようないべく対応として具体化している。

① (廻)は、よりもしない、「可能性」としての、（或いはデッチ上げの）「教務、厚生業務に多大の支障」を「处分事由」の補完的柱とせざるをえなかつた。

② (廻)は、（清水部長と一体となつて）、別途の「懲戒該当行為」（「命令違反」）をデッチ上げなければならなかつた。(①、②については前回へ反論書参照)

③ (廻)は、「答弁書」及び第一回シリーズで「五〇・五・一〇」にいたる「訂正していないこと」（「不作為」）をもつて「規程違反であること」（「処分の正当性」）を主張せずにはいられなかつた。

④ (廻)は、(清水部長と一体となつて)、別途の「懲戒該当行為」（「命令違反」）をデッチ上げなければならなかつた。(①、②については前回へ反論書参照)

⑤ (廻)は、(清水部長と一体となつて)、別途の「懲戒該当行為」（「命令違反」）をデッチ上げなければならなかつた。(①、②については前回へ反論書参照)

（III）言うところの「規程の精神」（に「反する」）について  
① 前記（I）、（II）の構造からして、(廻)は必然的に、「規程の精神」に最後の投げ場を求めていかざるをそなかつたのである。そして、その「精神」は、何よりも一律に評価するという態度。と対決するものであると宣言したのである。そのために、この「精神」は、n規程・n条・n項（(廻)のいう無限定的な「法令」）において顕現してはばからないのである（ほとんど「媒介」なしの「国公法八二条」適用も、このことのうらがえしである）。

② 従つて、また、合格評価が「点数表示ではない」から「八条二項違反」で「不当」だというのも、この「精神」にとっては、外ならぬ一律合格が一律評価であるからだということになる。（なお、この「精神」は、教養部では、教務（会田氏）・調査委員・部長（清水氏）らが、四八年度成績表の「再査定」作業を、必死に、タンザクの押収等により、妨害・介入・転ぶくしていくといふ、処分、衝動、焦燥としてあらわれたのであるが…）

③ 最後に、(廻)の「精神」（の上気）を地上におしとどめるための反証を挙げておく。「精神」とは、具体的には「教養部のしおり」において「2、新潟大学教養部規程」（同4頁）の前に位置している「1、一般教育の目的・目標および方針」（同1頁）を指すと見えるのが最も妥当である。（資料①参照）

「今日のような時代には、人間にとつて、これらの知識・技術を

真に人間的な価値の向上に役立つようを使つてゆく主体的な英知が何よりも必要」であり、「大学における一般教育の目的は、何よりも学生諸君が主体的な自己形成の課題として、このようないく努力をするのを援助することにある」。そして「一般教育の目標」は、まず第一に「人生の意味と価値について統合的に思考し、現代の諸問題をその相互関連性において、またその歴史性において理解するとともに、常に自主的に判断する力を養うこと」である。また「一般教育の方針」とは、「学生および社会の要求に即すること」、「一般教育としての独自性を保」ち、「課外活動」「教室外学習」との関連のもとに、「当面する問題を自ら処理し、統合的な教養」にむけて、「絶えず学習効果を評価してその向上をはかること」である。

およそそのように唱っている「規程」のいわば「精神」（前文）に、私が四三年度（後期）以降、授業の実践を不斷に行なってきたこと、そのことと不可分に成績評価において、自主的評価と一律評価と一律合格（ないしはそれらの複合）と行為の形態として、継続的に努力してきたことは、能うかぎり適合するものである。

（結論）以上が、…と「処分説明書」と「答弁書」と「第一回シリーズ」とについての、「規程違反」を軸として解明できる内・的構造（思想処分構造）である。

（B）さて、「教養部」と「授業」と「学生」と「教官」と「成績」「单位認定」と「クラス」と「討議」として行為について（いざれも「答弁書」1頁下から4行目と同2頁上から3行目に出ていることば）である、「その相互関連性において、また歴



合った「数量化の原則」がすでに見えたとおり、内実を失って「数量」という物神に転化しているように、「学校教育」もまた、自己否定

的的局面に突入している。(例えば「中教審」が、「学校教育」とは相容れない、どちらかといえば△自己教育△の概念にちかい「生涯教育」論をとり入れたり、教育目標に自主性・主体性等の「育成」

などを強調せざるをえないこと自体、そのことをうらがきしている。(II) △言語△小論(★「ドイツ語」の対象化のために)

① 私たちが△：▽をなしうるとすれば、それは、実践し認識△：

そして言語表現が、そのようなすぐれて実践的な媒介でありうるか否かは、むろんきつこうし合う人間と人間との人間的関係を成立せしめうるべく抛~~め~~とのかくとうを前提とするが、もっぱら私たちの相像力のはたらきにかかる。たまにかかる。

② 例えば、前記（I）のようへ総括されるへ現実へが、私たちに強く認識を迫つていると感じるかどうかも、私たちが、より意識的・積極的に、へ自己教育へ概念を幻想の中にとり入れていこうとするかとも、所与のものとしてのモノモノの関係、その所与の関係を成り立たせている見えない媒介物を擊つことができるかどうかも、すべて相像力のはたらきである。

には「疎遠なもの」であり、△言語△の抽象△△抽象△的言語でし  
かない。しかしながら、△疎遠なもの△が媒介して、きつこうし合  
う△人△と△人△との関係を疎遠に、抽象していっているのだとい  
うように、その関係、その構造にどこまで想いをはせることができ  
るかどうかによって、実はその△疎遠な△媒介は、私たちに、どこ

② 討論授業への模索——中間総括(1)——

- ④ 「昭和四九年度二回生外国語（英・独・仏語）学習の手引」  
 （京都大学教養部、抜抜い）

⑤ 大学諸問題について（メモ）——当面の「成績判定」に関連して——（S、四四・六・一〇）

レポート（世界◆自己◆批判）群（S、五一・二・一）

京都から

△通信△21号で伝えたように、京大教養部ドイツ語教室は、七六年度ドイツ語ゼミナール（自主ゼミ）の講師として松下昇氏を依頼するという学生△自主ゼミ申請者団の提案（この提案は、ほんらいは松下昇・松下未宇の両氏を講師とする、というものである）を、七六年春に否決した。その後、同教室では、このゼミの問題をひきつづき検討するための教室主催の自主ゼミを設置する、という提案が教室員から出され、七六・五・二七の教室会議でこれが討議されたが、この案も教室員全員の賛成を得るにいたらなかつた。

七六年一二月、七七年度自主ゼミの申請期間中に、ドイツ語教室にはつきの六つのゼミの開講が申請された。

- |   |        |                       |             |
|---|--------|-----------------------|-------------|
| て | 2      | 相良教官                  | 現代ドイツの人間と社会 |
| 5 | 3      | 林教官                   | 「ワイマル共和国史」  |
| 4 | 4      | 好村教官                  | ブロッホ「希望の原理」 |
|   | 佐藤信行教官 | 「ドイツ語の本」の作成過程の諸問題について |             |

① 添付資料 「教養部のしおり」 昭和四九年度 新潟大学教養部（抜下さい）

以  
上

- 24 -

まで△根拠△とのかくとう、自らの△言語△の獲得をなしうるのかを指示することができる。 (こうした関係は、「専門言語」と「日常言語」、或いは「専門」と「教養」：に押し広げていくことができる)

⑪ 「教養部教授会」（㊱：もまた）がハ・我々の・ドイツ語▽における「わずかな自立への意志」を無意識的に圧殺し、ハ表現者▽を「気持ちがい」と思いこんだりしたのは（彼ら自身の正気の程を示すだけなのだが：）、外国语＝外国（疎遠な）語とか、一つのことば＝一つのいみという、すくいがたい想像力の貧困（彼ら自身のハ・日常▽の貧困のあらわれなのだが：）のためである。まさしく、「わたしたちが想像力を奪われるということは、他者との関係において、自分は何者であるかを発見することができなくなるということである。もちろん、自分が他者として他者に存在することもできなくなる。相像力を奪われた人間は、こうして自分の言葉を失い、自己のアイデンティティにたどりつく手がかりをすべて失つてしまえばかりでなく、「他者のわずかな自立への意志」をも異端として排斥するようになる。権力が狙っているのは、まさしくこの相像力を奪い、その回路を占有することにほかならぬのである。」（柳川・武田桂二

このうちの5か、七四年度から制度上の担当者を変えつつ（七四年・奥野、七五年・池田／野村、七六年・池田）連続性をも保つてきた自主ゼミの参加者たちをふくむ申請者団によって、提起されたものであり、ゼミのテーマにあらわれるへ「ドイツ語の本」の作成過程▽は、七六年度のこのゼミの過程そのものと重なり合う部分をもつていた。

教室会議の結果は「教室会議報告 七六一九」につきのよう記されている（七六・一二・二三）。

ミについて、交通費の問題が懸念されたが、投票（外来講師のため）により賛成多数で可決。なお6については、仲介した好村氏よりドイツ語教室が窓口となることの現実的理由づけが困難ではないかという異議があり、結局、好村氏も保留を諒承。」

この決定にもとづいて教室主任・高木久雄氏が佐藤信行氏の意向をたずね、佐藤氏からは高木氏あてにつきの返信が届いた。

拝啓。ご用件におこたえするのが遅れて申し訳ありません。履歴書は同封いたします。△佐藤：：を担当教官とする△自主ゼミが申請

され、教室会議でも賛成されたとのことです。それに関連して少し申し上げておきたいことがあります。

（…）  
「新潟大学」のせがんでしてですが、新大もまた、六九  
年冬には、「高校のくりかえし」「十年一日のごとき授業」「知識  
の切り売り」という現状を批判し、何よりも「考え方の講義」で

卷之三

限界として認識された「教室」「担当教官」をのりこえ、八松下：  
：ゼミ▽と自主ゼミを創出する、来年度の具体的な試みの一つであるといえましょう。そして私どもにとつては、農3Bと農nBと  
自主ゼミを創出する、一つの実践的提起でありましょう。（こうし  
た創造的課題の一側面がただ「（距離の）遠さ」として現出してい

るにすぎないと考えております。) 最後に、以上のごとき私の見解を、貴教室会議、並びに自主ゼミを申請された方々にお示しいただければ幸いに存じます。 敬具

佐藤信行

しかし、佐藤氏が講師となる場合の交通費の問題が、ドイツ語教室にとつては決定的な難点となってきた。事務当局の説明によると非常勤講師のための交通費の総額が固定しているために、新潟からの旅費を一人に支払うには、非常勤講師全員の交通費を一定の比率で減額せざるをえない、というのである。佐藤氏一人の旅費だけを大巾に減額支給、ということも規則上できない、と。このため教室は、七七・二・二十四の教室会議で問題を再考することにした。「教室内会議報告 七六一一〇」にはつぎのように記されている。

議題3 佐藤氏（新潟大）・自主ゼミ、問題について

主任報告 昨年一二月の会議での決定後、一・一〇に事務長より佐藤氏に非常勤講師を依頼した場合、今年度実績として、他の非常勤講師九〇名の「日当」が六割支給から二・六五割支給に落ちる旨のデータのアナウンスがあったことの詳しい説明と、二月の教授会

あるべきだとし、自主ゼミを含む少人数教育の場の創出こそ最重要であると唱いながら、「紛争収拾」とともに、そのわずかな批判的・精神すら雲散霧消させました。その上、「教養部・大学……」に対する批判、批判的他者の存在や意志をも意識的、無意識的に圧殺するにいたつております。その具体的な一例として、S四九年春「新大教養部」は、△学習の主体はあくまでも学生自身である△ことを表現した△我々のドイツ語△が彼らにとって「不可解」だからということを一つの「根拠」にして、△四九年度授業△△担当教官△へクラス△…△の抹殺をおこないました。(資料同封)この表現は△京大自主ゼミ△の中から創造されてきた△ドイツ語教科書△に△現われ△てきます。なお、その原稿の△一部△は、昨年一二月一〇日新潟での人事院審理・第五日の場に到着し、△審理△の教材ともなりました。)

(2) そして、そうした弾圧に抗する斗いを含む△四九年度授業△(△農2B△…△)、△五〇年度授業△(△農3B△…△)の実践は、「年度・クラス」△「教室」△「担当教官」△…△をもまた一つの限界として教官・学生に意識せしめるにいたりました。(すでにそのとき、△京大自主ゼミ△より、△農3B△クラスが、自主ゼミへの△聽講票の委託△という形での提起を受けたことも、この実践の内実に関連していると思います。)

(3) 五一年度すでに、京大教養部ドイツ語教室会議においては、△松下△…△ゼミ△問題を中心にして、自主ゼミ制度における△自主性△の認識がきびしく問われたやに聞いております。

以上簡単に申し上げた状況や関わりから、私流儀に理解しますと△佐藤△…△を担当教官とする△自主ゼミの提起というのは、すでに期限に間に合わなければ「枠」そのものを取消す。→確認。

教室は、自主ゼミの申請者たちと交渉したのち、三月二日に次回会議をひらいた。「教室会議報告 七六一一」によると、その結果はつぎのようである。

議題 ドイツ語ゼミ問題について

主任より、前回会議後△…△三・一(火)に、副主任その他有志数名とともに「自主ゼミ参加者」と話合いをした事情を説明。その前日の二・二八に、前回会議の決定に従つて申請者代表より、佐藤(信)氏に代る講師による正式の申請書を受取つていたが、上記の席上で、ただ旅費・日当の問題だけならば、「自主ゼミ」側で他の非常勤講師の不足分をカバーする方法を考えるから、やはり佐藤氏を第一に推したい、という強い要求があり、主任としては教室会議の決定もあり、議題とすることには難色を示したが、結局、同僚の助言もあって、その要求を教室会議に伝えることを約束した。

そこで、さしかえの講師という本題に入る前に、緊急提案として議題となりうるかどうかも含めて、この要求の審議を要請する。主任提案を受けて種々の質疑・論議の末、そのカバーする方法等は本質的にも実際的にも不可能であることから、全員一致で受け入れられないことを確認。

## 議題 ドイツ語ゼミ問題について

主任より、前回会議後〔…〕三・一（火）に、副主任その他有志数名とともに「自主ゼミ参加者」と話し合いをした事情を説明。その前日の二・二八に、前回会議の決定に従つて申請者代表より、佐藤（信）氏に代る講師による正式の申請書を受取つていたが、上記の席上で、ただ旅費・日当の問題だけならば、「自主ゼミ」側で他の非常勤講師の不足分をカバーする方法を考えるから、やはり佐藤氏を第一に推したい、という強い要求があり、主任としては教室会議の決定もあり、議題とすることには難色を示したが、結局、同僚の助言もあって、その要求を教室会議に伝えることを約束した。

② そして、そうした弾圧に抗する斗いを含む△四九年度授業▽（△農2B▽……）、△五〇年度授業▽（△農3B▽……）の実践は、「年度・クラス」（「教室」「担当教官」……）をもまた一つの限界として教官・学生に意識せしめるにいたりました。（すでにそのとき、△京大自主ゼミ▽より、△農3B▽クラスが、自主ゼミへの△聽講票の委託▽という形での提起を受けたことも、この実践の内実に関連していると思います。）

③ 五一年度すでに、京大教養部ドイツ語教室会議においては、△松下……ゼミ▽問題を中心にして、自主ゼミ制度における△自主性▽の認識がきびしく問われたやに聞いております。

以上簡単に申し上げた状況や関わりから、私流儀に理解しますと△佐藤……を担当教官とする▽自主ゼミの提起というのは、すでに

あるべきだとし、自主・ゼミを含む少人数教育の場の創出こそ最重要であると唱いながら、「紛争收拾」とともに、そのわずかな批判的・精神すら雲散霧消させてきました。その上、「教養部・大学……」に対する批判、批判的他者の存在や意志をも意識的・無意識的に圧殺するにいたっております。その具体的な一例として、S四九年春「新大教養部」は、△學習の主体はあくまでも学生自身である▽ことを表現した△我々のドイツ語▽が彼らにとつて「不可解」だからというふうなことを一つの「根拠」にして、△四九年度授業▽に担当教官▽△クラス▽……の抹殺をおこないました。（資料同封。この表現は△京大自主ゼミ▽の中から創造されてきた△ドイツ語教科書▽に△現われ△てきます。なお、その原稿の△一部▽は、昨年一二月一〇日新潟での人事院審理・第五日の場に到着し、△審理▽の教材ともなりました。）

本議題に入り、さしかえの講師松下昇氏（申請者、テーマは佐藤氏の場合と同じ）について審議。賛成・反対を含めさまざまの指摘や論議が交されたが、最後に票決に付し、 $2/3$ 以上の出席、 $2/3$ 以上の賛成により松下氏を承認。

こうして問題は教養部教授会に移り、三月一七日の教授会に、松下昇氏をドイツ語非常勤講師として採用することの案件は、若干の教室の七七年度非常勤講師追加決定分の案件とともに、人事委員会から提案された。

審議の冒頭に教養部長が発言をもとめ、非常勤職員の任免は「京大事務委任規定」によれば部長の専決事項である、とことさらに強調した上で、松下氏が現在刑事裁判の被告人であることに注意を喚起した。

ついでドイツ語教室主任が、説明を人事委員長から委託され、松下氏を講師として採用することを提案する理由を説明。松下氏は二年前に同じようなケースで採用を否決されているけれども、今回は二年の時日が経過しただけでなく、提案者＝学生が提起しているゼミのテーマが、ドイツ語教室として一層推進するに足りるものである、と。

これにたいして異論がいくつか出されたが、それらは要するに、松下氏の推挙は京大に紛争の種をもちこもうとする底意をもつてゐる、という言い方に帰着する。

松下氏にかんする採決を他の非常勤講師候補者たちにかんするそれと分離することをもとめる動議が出され、この動議が賛成97、反対4で採択され、その上でさらに討議が続行された。——討論後

〔注〕以上の経過報告は、もっぱら教室員としての筆者の資料によっているため、きわめて不備なものとなっています。より具体的に問題を追求しようとされる方は、松下氏、あるいは筆者をふくむ関係者にご連絡ください。——また、昨年度の自主ゼミと「ドイツ語の本」製作過程との関連については、別個に自主ゼミ用資料をまとめることが予定されています。——野村修〕

## 韓国から

「以下の通信は、「信州大学松本キャンパスの教職員約三〇名による八東亜日報共同購読の会」の世話人をしておられる勝木渥氏から、「五月三日の会通信」編集部に送られてきたものである。いただいたのは一月下旬だった。これをいただいたまま、長期間「通信」を出せずにいたことを、編集担当者としておわびする。——野村修」

韓国では一九七六年二月、一齊に教授の再任命ということをやり再任命しないという形で四六〇余名の大学教員を追放した（「世界」七六年七月、二二二頁参照）。一九七六年一二月一六日付「東亜日報」は、「76記者手帖、その後」と題するシリーズものの第3回で、追放された教授たちのその後について報告している。報道統制下における報告ではあるが、その記事を全訳してみたので、それを紹介したい。

（A・K生）

失意と懷疑の中の再任命脱落教授たち  
大学時間講師・翻訳・原稿書き等  
東奔西走しても収入は教授時代の半分

前職教授J氏は、最近まで三つの大学の時間講師として東奔西走したので、この一年をどのように送ったか覚えてない。夜には、翻訳仕事・原稿書きで徹夜作業もやってみるが、それから受取るべきひと月の収入は教授時代の半分くらいの10万ウォン内外。それさえも長い冬休みを迎えて完全失業状態に入った。前Y大S教授は、E大で月2万ウォンの時間講座を受持っているが、生活費圧迫のために家を売ってアパートを借りて移つて行ったのだが、「大学の時に月給日の頃になると家族たちに済まない気持ちが……」と言葉じりをいごした。S大の若い前教授H氏は、「教壇を離れたので精神的圧迫から解放された感じがするけれども、かえって多くの自由が一層不安で、ときたま講義したいという欲望が自分を苦しめる」と語った。かれは去る二学期某大学の時間講座を得たが、二週間目にふたたび追い出された。

去る二月のある寒い冬の日の朝、突然教壇から退かされた四六〇余名の再任命脱落教授たちは、過ぐる一年間、悲憤と失意をかみしみつつも、とりあえず家族の生計のために職場を探しに出来ばならなかつた。かれらのうち、ほかの大学の専任として招聘され、教授職の幸運をひきつづき守ることになった場合は「指折り数えることが出来る程度」だと文教部側の話。月収2~5万ウォンの時間講師の機会もそう多くはなかった。医師など一部の兼職教授たちは職種別に開業、生活の安定をえもしたが、大部分は研究員、翻訳仕事、企業体嘱託等をひきうけて、注文がくるたびごとに仕事をする人もあれば、そのような機会が全くなく、夫人が商売をしたり、親戚の助けで生計を立てたり、ふえてゆく借金の心配で一瞬涙ぐむ人たちも少なくないことである。

一部大学では、たとえ専任からは退いても時間講座を与えて、私立K大、Y大の場合、五名づつを再び教壇に立てるようになります。国立S大では三名に時間を与えた。D大は一名を研究教授として、また一名は夫人に学校構内書店経営を与えて、生計を助けるようにしたり、H大はただ一名の脱落教授たるし教授を研究員として留めボーナス以外の前俸給額を与える。反面、私立K大は、学校経営批判等で退かされた教授に退職金20万ウォンだけ与えてあとは知らぬ顔など、学校ごとに「その後」はちがっている。

脱落教授たちは、今なお自分の脱落に対し懷疑と不信を洗い流そうとはしていない。それは自分の脱落事由を納得することができないからである。「政治教授」として指されたと考える人々は「国家として見ても、社会として見ても、自分は学校で人と同じくらいいだ」という考え方であって、総長や財団との不和で追い出されたという主張の私立大教授たちは「平素の私怨の犠牲になった」と心にきめているのであったが。そして上智大の脱落教授八名は財団理事長を相手どって法的斗争を展開し、一審で勝訴、一層信念を固くしている。

大学ごとに陣痛を経験して十ヶ月。当局は再任命後「以前になかった勉学雰囲気が造成された」「教授たちの欠講、休講がほとんどなくなつた」といつている。それでも某大学現職教授は「教授たちがあらゆる面で発言することを嫌い、からだをとぐろまきにして辺りを見たり、講義室でも活気がない」とその後のキャンパスの表情の消息を知らせた。残留している教授たちは新たな再任命過程で間違つた陣痛がないことを願っていた。その点では、長い間教授生活をした新任黃山徳文教部長官に大きな期待をかけることもした。

脱落教授たちのひときわ同じ気持ちは、なじんだ教壇に再び立てることである。象牙の塔の中にのみ籠つてきたかれらにとつて、社会は冷酷でのみあって、なお一層そのようなものであるかも知れない。K大の前教授N氏は「罪がないのに追い出された、復職されることを確信し」つつ、後日にひとすじの希望をかけた。大部分の脱落教授たちは「三ヶ月以内の解決」のみを待つていてことであった。(鄭求宗記者)

〔訳者註、「脱落教授」は「被迫放教授」とすべきであろうが、原文のまま紹介した〕

## あとがき

△通信V23号をお届けします。

こここのところ数号、ぼくが惰性的に編集を担当しつづけていますが、そのことから発する問題性が、この号では集中的に顕在化しているように思います。

第一に、坂本さんの手紙、山本さんはがき、松下さんの「註」が、△通信V編集主体への疑問を提起していますし、第二に、京都からの通信に明らかのように、京大教養部で松下ゼミを制度的にも実現しようとした試みの過程で、教室員としてのぼくと自主ゼミ参加者としてのぼくとの関係が、あいまいなままである、ということがあります。

ほんらいなら、これらから提起されてきてる間に、ぼくが対応できないでいるからには、今号の編集は、ぼくによつてはなされるべきではなかつたでしょ。しかし、編集主体はどうあるべきかという問題は、ぼくだけのものではありませんし、とりあえず問題そのものをひとつ目の眼前に投げだすこともゆるされるだろう、と考えて、あえてこの号を送りだすことになりました。

△通信Vの編集にかんして、どうか批判と提案をお聞かせください。

なお、京大では経済学部竹本信弘助手の分限免職処分案の審議が評議会で二月から再開され、近く決定が出ることが予想されますがこれの経過、ならびに学内の反対運動の動きについては、「京都大学新聞」などによって知つていただければ、と思います。(野村修)